

1 整備計画（案）

「農用地利用計画」について、除外の変更を行う。別紙のとおり

2 変更理由

経済事情の変動により必要が生じたため、関係する事項について変更を行う。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更のうち、**一般住宅、分家住宅、駐車場**については、農振法第 13 条第 2 項に掲げる要件をすべて満たしている土地である。**携帯基地局**については、農振法第 10 条第 4 項に該当する土地である。

(1) 農用地利用計画について

- ① 農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について（別紙 1）
別紙 1 のとおり
- ② 農用地区域外の土地を農用地区域に編入するための農用地利用計画の変更について（別紙 2）
該当なし
- ③ 農用地区域内の土地の農業上の用途区分の変更について（別紙 3）
該当なし

(2) 農業生産基盤の整備開発計画について

該当なし

(3) 農用地等の保全について

該当なし

(4) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画について

該当なし

(5) 農業近代化施設の整備計画について

該当なし

(6) 農業を担うべき者の育成及び確保の施設の整備について

該当なし

(7) 農業従事者の安定的な就業の促進計画について

該当なし

(8) 生活環境施設の整備計画について

該当なし

3 添付図面

土地利用計画図（付図 1 号）

農用地利用計画の変更について

(1) 第1項 土地利用区分の方向 第2号農業上の土地利用の方向 ア 農用地等利用の方針 に掲げる表について、次のとおり変更する。

変更前

単位: ha

区分	農 地			採 草 放 牧 地			農 業 用 施 設 用 地			計			山林・原野等
地区名	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
旧東広島	2,324.08	2,324.08	0.0	-	-	-	16.69	16.69	0.0	2,340.77	2,340.77	0.0	0.0
西条(A)	807.99	807.99	0.0	-	-	-	5.14	5.14	0.0	813.13	813.13	0.0	0.0
八本松(B)	375.19	375.19	0.0	-	-	-	2.34	2.34	0.0	377.52	377.52	0.0	0.0
志和(C)	377.30	377.30	0.0	-	-	-	5.41	5.41	0.0	382.71	382.71	0.0	0.0
高屋(D)	763.60	763.60	0.0	-	-	-	3.81	3.81	0.0	767.41	767.41	0.0	0.0
黒瀬(E)	516.41	516.41	0.0	-	-	-	1.21	1.21	0.0	517.63	517.63	0.0	0.0
福富(F)	479.97	479.97	0.0	3.78	3.78	0.00	7.56	7.56	0.0	491.31	491.31	0.0	0.0
豊栄(G)	809.35	809.35	0.0	-	-	-	3.84	3.84	0.0	813.19	813.19	0.0	0.0
河内(H)	677.21	677.21	0.0	-	-	-	2.11	2.11	0.0	679.31	679.31	0.0	0.0
安芸津(I)	384.50	384.50	0.0	-	-	-	7.18	7.18	0.0	391.69	391.69	0.0	0.0
計	5,191.52	5,191.52	0.0	3.78	3.78	0.00	38.59	38.59	0.0	5,233.89	5,233.89	0.0	0.0

変更後

単位: ha

区分	農 地			採 草 放 牧 地			農 業 用 施 設 用 地			計			山林・原野等
地区名	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来		現況
旧東広島	2,323.73	2,323.73	0.0	-	-	-	16.69	16.69	0.0	2,340.42	2,340.42	0.0	0.0
西条(A)	807.82	807.82	0.0	-	-	-	5.14	5.14	0.0	812.95	812.95	0.0	0.0
八本松(B)	375.17	375.17	0.0	-	-	-	2.34	2.34	0.0	377.51	377.51	0.0	0.0
志和(C)	377.15	377.15	0.0	-	-	-	5.41	5.41	0.0	382.55	382.55	0.0	0.0
高屋(D)	763.60	763.60	0.0	-	-	-	3.81	3.81	0.0	767.41	767.41	0.0	0.0
黒瀬(E)	516.29	516.29	0.0	-	-	-	1.21	1.21	0.0	517.51	517.51	0.0	0.0
福富(F)	479.97	479.97	0.0	3.78	3.78	0.00	7.56	7.56	0.0	491.31	491.31	0.0	0.0
豊栄(G)	809.35	809.35	0.0	-	-	-	3.84	3.84	0.0	813.19	813.19	0.0	0.0
河内(H)	677.21	677.21	0.0	-	-	-	2.11	2.11	0.0	679.31	679.31	0.0	0.0
安芸津(I)	384.50	384.50	0.0	-	-	-	7.18	7.18	0.0	391.69	391.69	0.0	0.0
計	5,191.06	5,191.06	0.0	3.78	3.78	0.00	38.59	38.59	0.0	5,233.43	5,233.43	0.0	0.0

(2) 第2項 農用地利用計画について、別紙1に掲げる土地を除外する。

(別紙1)

ア 農用地区域からの除外

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位 置			現況 地目	用途 区分	面積 (㎡)	基盤 整備	変 更 後 の 土 地 利 用 計 画 (㎡)					変更後の 農地区分	根拠条項		理 由
		(町名 大字)	(字)	(地番)					公共施設 用地	山林 原野	工場 用地	住宅地	その他		農振法	農地法 (基盤整備地等 の場合)	
1	A	西条町寺家	字市地	5627番1	田	田	384.00	○				384.00		2	法第13条第2項 該当	法第5条第2項第 2号	住宅建設のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
2	A	西条町寺家	字前谷	2610番地1	の一部	田	田	488.53	○				488.53	1	法第13条第2項 該当	施行規則第33条 4号(集落接 続)	親族の住宅建設のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
3	A	西条町郷曾	字石道	3529番1	の一部	田	田	383.16					383.16	1	法第13条第2項 該当	施行規則第33条 4号(集落接 続)	親族の住宅建設のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
4	A	西条町郷曾	字鷹巣	496番	の一部	田	田	1.00	○				1.00	1	法第10条第4項 該当	施行規則第53条 第1項第15号 (許可不要)	携帯電話基地局設置のための除外。周辺農地への影響も軽微であり、法第10条第4項に該当する。
5	A	西条町福本		552番	の一部	田	田	352.50	○				352.50	1	法第13条第2項 該当	施行規則第33条 4号(集落接 続)	親族の住宅建設のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
6	A	西条町馬木		1456番	の一部	田	田	115.60	○				115.60	1	法第10条第4項 該当	施行規則第53条 第1項第15号 (許可不要)	携帯電話基地局設置のための除外。周辺農地への影響も軽微であり、法第10条第4項に該当する。
7	B	八本松町吉川		2208番	の一部	田	田	163.00	○				163.00	1	法第10条第4項 該当	施行規則第53条 第1項第15号 (許可不要)	携帯電話基地局設置のための除外。周辺農地への影響も軽微であり、法第10条第4項に該当する。
8	C	志和町別府	字郷野坪	1867番	雑種地	田	1,235.00						1,235.00	1	法第13条第2項 該当	施行規則第33条 4号(集落接 続)	事業の拡大に伴う駐車場確保のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
8	C	志和町別府	字郷野坪	1868番	雑種地	田	318.00						318.00	1	法第13条第2項 該当	施行規則第33条 4号(集落接 続)	事業の拡大に伴う駐車場確保のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
9	D	高屋町貞重		1121番	の一部	田	田	4.00	○				4.00	1	法第10条第4項 該当	施行規則第53条 第1項第15号 (許可不要)	携帯電話基地局設置のための除外。周辺農地への影響も軽微であり、法第10条第4項に該当する。
10	E	黒瀬町乃美尾	字八幡	2258番1	雑種地	田	449.00	○					449.00	1	法第13条第2項 該当	施行規則第33条 第4号(集落接 続)	事業の拡大に伴う駐車場確保のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
11	E	黒瀬町津江	字張枕	3351番	田	田	747.00						747.00	1	法第13条第2項 該当	施行規則第33条 4号(集落接 続)	事業の拡大に伴う駐車場確保のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
12	G	豊栄町清武		4047番2	の一部	畑	畑	1.00	○				1.00	1	法第10条第4項 該当	施行規則第53条 第1項第15号 (許可不要)	携帯電話基地局設置のための除外。周辺農地への影響も軽微であり、法第10条第4項に該当する。
13	G	豊栄町清武	字馬場原山	11257番2	の一部	畑	畑	1.00					1.00	1	法第10条第4項 該当	施行規則第53条 第1項第15号 (許可不要)	携帯電話基地局設置のための除外。周辺農地への影響も軽微であり、法第10条第4項に該当する。
14	I	安芸津町木谷	字二馬手	5434番1	の一部	畑	畑	4.00					4.00	2	法第10条第4項 該当	施行規則第53条 第1項第15号 (許可不要)	携帯電話基地局設置のための除外。周辺農地への影響も軽微であり、法第10条第4項に該当する。

注) 位置番号は、一連番号とし、別紙1、2及び3で同じ番号を使用すること。

変更後の農地区分は次のとおり略記すること。(例：甲種農地＝「甲」、第1種農地＝「1」、第2種農地＝「2」、第3種農地＝「3」、非農地判断済＝「-」)

(別紙1)

ア 農用地区域からの除外

	用途区分	面積 (㎡)	変更後の土地利用計画 (㎡)					変更後の農地区分			
			公共 施設 用地	山林 原野	工場 用地	住宅地	その他				
								理由別面積			
合 計 (農用地区域からの除外)	農地	(1,958.63) 4,646.79	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(1,225.03) 1,608.19	(733.60) 3,038.60	市街化区 域等	(0.00) 0.00	耕作不適 地	(0.00) 0.00
								工場用地	(0.00) 0.00	資材置場	(0.00) 0.00
								公共施設 用地	(0.00) 0.00	駐車場	(449.00) 2,749.00
								一般住宅	(1,225.03) 1,608.19	その他	(284.60) 289.60
	採草放牧地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	農家住宅	(0.00) 0.00	計	(1,958.63) 4,646.79
	混牧林地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	根拠条項別面積			
								法第6条 第3項該 当	(0.00) 0.00	法第10条 第4項該 当	(284.60) 289.60
	農業用施設用地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条 第3項非 該当	(0.00) 0.00	法第13条 第2項該 当	(1,674.03) 4,357.19
	計	(1,958.63) 4,646.79	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(1,225.03) 1,608.19	(733.60) 3,038.60			計	(1,958.63) 4,646.79

注) 基盤整備済の農地等については、「合計」及び「理由別面積」欄に内数で()書きすること。

(別紙2)
農用地区域への編入

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位 置 (町名 大字) (字) (地番)	基盤 整備	現況用途	面積 (㎡)	編入後の用途区分 (㎡)							根拠 条項	理 由
						農地				採草 放牧地	混牧林地	農業用 施設用地		
							田	畑	樹園地					
				該当なし										

注) 位置番号は、一連番号とし、別紙1、2及び3で同じ番号を使用すること。

(別紙3)

農用地区域内の用途区分の変更

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位 置 (町名 大字) (字) (地番)	基盤 整備	現況用途	面積 (㎡)	変更後の用途区分 (㎡)							根拠 条項	理 由
						農地				採草 放牧地	混牧林地	農業用 施設用地		
							田	畑	樹園地					
				該当なし										
				該当なし										

注) 位置番号は、一連番号とし、別紙1、2及び3で同じ番号を使用すること。